

警報発令時の生徒対応について

生徒手帳 p 17 項目7より

7. 天候不良等における始業延期・自宅学習等の措置

「八丈島地域」に「暴風警報」または「大雨警報」（以下、警報と記載する）が発令されている場合、自宅待機とする。解除に伴う始業の判断基準は以下の通りとする。

時刻	解除されている場合	解除されていない場合
午前7時	第1校時より始業	午前9時まで自宅待機（通常の登校時までには警報が発令された場合も含む）
午前9時	第3校時より始業	午前11時まで自宅待機
午前11時	第5校時より始業	臨時休業

※警報の解除に伴って始業が決定された際、特別な事情により登校することのできない生徒については副校長と教務部で出欠席の扱いを協議し、校長が決定する。